

SCSK株式会社株式取扱規程

第1章 総則

第1条(目的)

当会社の株式に関する取扱いについては、定款第13条の規定に基づきこの規程によるほか、法令並びに株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）がその振替業に関し定めた規則及び振替業の業務処理の方法及び口座管理機関の定め（以下「機構等の規則等」という。）による。

第2条(株主名簿管理人)

当会社の株主名簿管理人及び同事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

第2章 株主の権利の行使方法等

第3条(少数株主権等の行使方法)

法令の定めによる少数株主権等の行使は、第4章及び第5章に規定する場合を除き、当会社の定める書式により当会社に対して、書面をもって行わなければならない。この場合、当会社は、株主に対して、個別株主通知の申出を受付けた口座管理機関の発行する受付票及び本人確認書類の提出を求めることができる。

第4条(株主提案議案の株主総会参考書類記載)

株主総会の議案が株主の提出によるものである場合、会社法施行規則第93条第1項により当会社が定める分量は以下のとおりとする。

(1) 提案の理由

各議案ごとに400字

(2) 提案する議案が役員を選任に関する議案の場合における株主総会参考書類に記載すべき事項

各候補者ごとに400字

第5条(代理人による請求等)

1. この規程による請求、通知又は届出を代理人によって行うときは、代理権を証明する書面を提出するものとする。
2. この規程による請求、通知又は届出を行うに際し、保佐人又は補助人の同意を必要とするときは、同意を証明する書面を提出しなければならない。

第6条(証明書類又は保証人)

この規程による請求、通知又は届出その他当会社において必要と認めるときは、証明書類の提出又は保証人の保証を求めることができる。

第3章 届出事項

第7条(常任代理人又は仮住所)

1. 株主が常任代理人又は株主に対する通知を受けるべき仮住所を定めるときは、当社に対し、口座管理機関を通じてその旨を届け出なければならない。

2. 株主の住所が外国にあるときは、前項による届出を行わなければならない。
3. 第1項による常任代理人又は株主に対する通知を受けるべき仮住所に変更があったときは速やかにその旨を届け出なければならない。

第8条(法人等の代表者)

1. 株主又は株式登録質権者が法人であるときは、その代表者1名を機構等の規則等に定められた方法により、口座管理機関を通じて届け出るものとする。
2. 株主又は株式登録質権者が組合その他権利能力のない団体であるときは、その代表者1名を定め、機構等の規則等に定められた方法により、口座管理機関を通じて届け出るものとする。
3. 第1項の代表者を変更したときは、所定の届出書に登記事項証明書等を添えて変更の届出を行うものとする。

第4章 単元未満株式の買取請求の取扱い

第9条(請求の方式)

1. 単元未満株式の買取を請求するときは、機構等の規則等に定められた方法により口座管理機関を経由して行う。
2. 前項の請求の効力は、請求書(請求事項を記録した電磁的記録を含む。)が第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に提出された時に生ずる。

第10条(1株当たりの買取価格)

1. 前条による買取請求の効力発生の日(以下「買取請求日」という。)の株式会社東京証券取引所の開設する市場(以下「東京市場」という。)における最終価格(以下「終値」という。)をもって、1株当たりの買取価格とする。
2. 買取請求日に、東京市場において売買取引がないときは、その翌日の東京市場における最初にされた売買取引の成立価格(以下「始値」という。)とし、売買取引がないときは、その翌日以降同様とする。

第11条(買取代金の支払)

1. 単元未満株式の買取請求による買取代金は、その請求に係る株式数に、前条により決定した1株当たりの買取価格を乗じた額とする。
2. 買取代金から第13条に定める買取手数料を控除した残額は、前条による買取価格決定の日から遅滞なく買取請求者に支払う。
3. 買取請求者は、買取代金について送金方法を指定し又は代理受領者を定めることができる。

第12条(買取株式の移転)

1. 買取請求に係る単元未満株式は、当社が前条による買取代金を支払った日に当社の口座への振替をする。
2. 前条第3項により、買取代金について送金方法が指定された請求に係る単元未満株式については、送金手続完了日をもって当社の口座への振替をする。

第13条(買取手数料)

単元未満株式の買取手数料は、株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額とする。

第5章 単元未満株式の買増請求の取扱い

第14条(請求の方式)

1. 単元未満株式の買増しを請求するときは、機構等の規則等に定められた方法により口座管理機関を経由して行い、第17条に定める買増代金を支払う。
2. 前項の請求の効力は、請求書(請求事項を記録した電磁的記録を含む。)が第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に提出された時に生ずる。ただし、第19条に定める場合はこの限りでない。

第15条(請求可能な期間)

1. 前条による単元未満株式の買増請求の取扱いは、権利確定のために設けられる基準日の10営業日前の日から当該基準日までの間は停止する。
2. 前項のほか、当社が必要と認めるときは、買増請求の取扱停止期間を定めることができる。

第16条(1株当たりの買増価格)

1. 第14条による買増請求の効力発生日(以下「買増請求日」という。)の東京市場における終値をもって1株当たりの買増価格とする。
2. 買増請求日に、東京市場において売買取引がないときは、その翌日の始値とし、その翌日以降同様とする。

第17条(買増代金)

前条の1株当たりの買増価格に請求に係る買増株式数を乗じた金額及び第20条に定める手数料の合計金額を買増代金という。

第18条(買増株式の移転)

買増請求に係る単元未満株式は、当社が前条による買増代金の受領を確認した日に買増請求者の口座への振替の申請をする。

第19条(買増請求の制限)

第14条の買増請求日に、当社がその請求により譲渡すべき株式を有しないときは、その請求に応じない。

第20条(買増手数料)

単元未満株式の買増手数料は、株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額とする。

第6章 その他

第21条(規程の所管)

法務部は、この規程の管理、運用解釈を所管する。

以 上

2011年10月 1日 改定
2012年 4月 1日 改定
2012年 6月 27日 改定
2016年 6月 28日 改定

(別紙)

〔買取又は買増手数料として別途定める金額〕

株式取扱規程第13条及び第20条に定める金額は、以下の算式により1単元当たりの金額を算定し、これを請求に係る単元未満株式の数で按分した金額とする。

(算式)第10条の1株当たりの買取価格又は第16条の1株当たりの買増価格に1単元の株式数を乗じた合計額のうち

100万円以下の金額につき	1.150%
100万円超500万円以下の金額につき	0.900%
500万円超1千万円以下の金額につき	0.700%
1千万円超3千万円以下の金額につき	0.575%
3千万円超5千万円以下の金額につき	0.375%

(円位未満の端数を生じた場合には切り捨てる。)

ただし、1単元当たり金額が2,500円に満たない場合には、2,500円とする。